



2024年5月20日(月)

厚生労働省 保険局 医療課 主催

# 診療報酬オンラインセミナー ～500件超の届出をサポートする現役コンサルが教える ベースアップ評価料の届出と医療DX加算のポイント～

株式会社 川原経営総合センター

人事コンサルティング部

課長 薄井 和人

(社会保険労務士法人 川原経営 代表社員)



# 作成・届出が必要な書類について

ベースアップ評価料（Ⅰ）およびベースアップ評価料（Ⅱ）を算定する場合

→全て同一のEXCELファイルに集約されています

- ・ 別添 2（特掲診療料の施設基準に係る届出書）
- ・ （参考）賃金引き上げ計画書作成のための計算シート
- ・ 様式95\_外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- ・ 様式96\_外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）
- ・ （別添）\_計画書（無床診療所及びⅡを算定する有床診療所）

**本日解説する様式**

# 様式95\_外来・在宅ベースアップ評価料（I）①

（ 外来・在宅ベースアップ評価料（I）  
 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（I） ）

の施設基準に係る届出書添付書類

1 保険医療機関コード

1234567

保険医療機関名

〇〇クリニック

緑色の箇所は入力不要（関連する箇所を入力すると自動的に入力されます）他の緑色の箇所も同じです。

2 届出を行う評価料

外来・在宅ベースアップ評価料（I）

歯科外来・在宅ベースアップ評価料（I）

届出を行う評価料を選択します。医科・歯科併設医療機関は両方を選択できます。

# 様式95\_外来・在宅ベースアップ評価料（I）②

## 3 外来医療等の実施の有無

- 外来医療又は在宅診療を実施している保険医療機関(医科)
- 外来医療又は在宅診療を実施している保険医療機関(歯科)

該当するものを選択します。医科・歯科併設医療機関は両方を選択できます。

## 4 対象職員(常勤換算)数

10.0 人

対象職員(常勤換算)数を入力します。

※ 対象職員とは、主として医療に従事する職員(医師及び歯科医師を除く。)をいう。

※ 0より大きい数であればよい。

### 賃金改善の対象職種

ベースアップ評価料の対象は、主として医療に従事する職員(医師及び歯科医師を除く。)であり、以下に示すとおりです。専ら事務作業(医師事務作業補助者、看護補助者等が医療を専門とする職員の補助として行う事務作業を除く)を行うものは含まれません。【項目4関連】

薬剤師  
保健師  
助産師  
看護師  
准看護師  
看護補助者  
理学療法士  
作業療法士  
視能訓練士  
言語聴覚士  
義肢装具士

歯科衛生士  
歯科技工士  
歯科業務補助者  
診療放射線技師  
診療エックス線技師  
臨床検査技師  
衛生検査技師  
臨床工学技士  
管理栄養士  
栄養士  
精神保健福祉士

社会福祉士  
介護福祉士  
保育士  
救急救命士  
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師  
柔道整復師  
公認心理師  
診療情報管理士  
医師事務作業補助者  
その他医療に従事する職員  
(医師及び歯科医師を除く。)

出所：厚生労働省「令和6年度診療報酬改定と賃上げについて～今考えていただきたいこと(病院・医科診療所の場合)～」

# 様式96\_外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）①

〔 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）  
歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ） 〕 の施設基準に係る届出書添付書類（新規・3、6、9、12月の区分変更）

1 保険医療機関コード 1234567  
保険医療機関名 ○○クリニック

## 2 届出を行う評価料

- 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）  
 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）

届出を行う評価料を選択します。  
医科・歯科併設医療機関は両方  
を選択できます。

## 3 該当する届出

算出を行う月（通知別表7を参照）  
 新規  
 区分変更  
〔 ● 3月 ○ 6月 ○ 9月 ○ 12月 〕

該当する区分、算出を行う月  
（新規の場合、届出月以前で最  
も近い月）を選択します。

※ 新規の場合、届出月以前で最も近い月をチェックすること。  
※ 例えは令和6年6月より算定を開始する場合、令和6年3月に算出を行う。

## 4 対象職員（常勤換算）数

10.0 人

対象職員（常勤換算）数を入力します。

※ 原則2以上であるが、以下の項目に該当する場合はその限りではない。  
対象職員（常勤換算）数が2.0人未満の場合、特定地域（※）に所在する保険医療機関に該当するか。   
※ 「基本診療料の施設基準等」別表第六の二に掲げる地域

# 様式96\_外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）②

5 社会保険診療等に係る収入金額(※)の合計額が、総収入の80/100を超えること。



※【記載上の注意】3を参照

6 対象職員の給与総額、外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等により算定される点数の見込み、外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等の区分の上限を算出する値(【B】)

(1) 算出の際に用いる「対象職員の給与総額」等の期間

① 算出の際に用いる「対象職員の給与総額」の対象期間(上記「3」の入力に連動)

前年3月～2月

前年6月～5月

前年9月～8月

前年12月～11月

詳細は次ページ参照

② 対象職員の給与総額(対象期間の1月当たりの平均)

3,500,000

円

(前回届出時

円

※ 「対象職員の給与総額」については、賞与や法定福利費等の事業主負担分を含めた金額を計上すること。(ただし、役員報酬については除く。)

また、看護補助者処遇改善事業補助金や本評価料による賃金引上げ分については、含めないこと。

※ 新規届出時は前回届出時欄への記載は不要。

(2) 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等の算定回数・金額の見込み

【算出の際に用いる「外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等の対象期間】(上記「3」の入力に連動)

前年12月～2月

3月～5月

6月～8月

9月～11月

# 対象職員の給与総額等の定義

## 給与総額と基本給等総額

ベースアップ評価料における給与総額と基本給等総額は以下のように考えます。

例) 一般的な給与明細

賃金台帳から該当の給与データを抽出し合計します。(事業主負担分の法定福利費を含める点は要注意)

### 給与総額

基本給  
調整手当  
役職手当  
資格手当  
その他毎月支払われる手当

住居手当  
家族手当  
通勤手当

### 賞与※や法定福利費の事業主負担分

超過勤務手当  
夜勤手当  
深夜割増手当  
その他都度支払われる手当

休日勤務割増手当  
交代勤務手当  
呼出手当

看護補助者処遇改善事業補助金や本評価料による賃金引上げ分については、含めないでください。

### 基本給等総額

(= 基本給及び決まって毎月支払われる手当)

※基本給及び決まって毎月支払われる手当に連動して引きあがる賞与や法定福利費の事業主負担分は、ベースアップによる賃金改善分に含めることができます。ただし、業績に連動して引き上がった部分はベースアップによる賃金改善分には含めません。

役員報酬はこれらに含まれません

# 様式96\_外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）③

【対象期間の1月当たりの平均回数(実績)】

①初診料等の算定回数	120.0	回	(前回届出時	
②再診料等の算定回数	600.0	回	(前回届出時	
③訪問診療料(同一建物以外)の算定回数	0.0	回	(前回届出時	
④訪問診療料(同一建物)の算定回数	0.0	回	(前回届出時	
⑤歯科初診料等の算定回数	0.0	回	(前回届出時	
⑥歯科再診料等の算定回数	0.0	回	(前回届出時	
⑦歯科訪問診療料(同一建物以外)の算定回数	0.0	回	(前回届出時	
⑧歯科訪問診療料(同一建物)の算定回数	0.0	回	(前回届出時	

6(2)の期間に基づく、算定回数(1月あたりの平均)を入力します。レセコンなどからデータを抽出し、平均値を算出します。



# 様式96\_外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）④

## 【合計】

外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等の算定回数見込み

720.0	回	(前回届出時	0.0	回)
-------	---	--------	-----	----

外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等の算定により算定される点数の見込み

1,920.0	点	(前回届出時	0.0	点)
---------	---	--------	-----	----

(3) 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等により行われる給与の改善率

0.54%	(前回届出時	)
-------	--------	---

(4) 【B】の値

1.46	(前回届出時	)
------	--------	---

## 7 前回届け出た時点との比較

前回届出時と比較して、

- 対象職員の給与総額(6(2))の変化は1割以内である。
- 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等により算定される点数の見込み(6(3))の変化は1割以内である。
- 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等の算定回数
- 【B】の値(6(5))の変化は1割以内である。

※ 上記全てに該当する場合、区分変更は不要。

新規届出の場合、“7 前回届け出た時点との比較”は入力不要です

# 様式96\_外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）⑤

算定が可能となる区分に基づき、届出する区分を選択します。両方の評価料を届出する場合、区分は同じものとしなければなりません。

8 6により算出した【B】に基づき、該当する区分

(1) 算定が可能となる区分

外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)1

歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)1

(2) 届出する区分(いずれかを選択)

<input type="radio"/>	届出無し
<input checked="" type="radio"/>	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)1
<input type="radio"/>	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)2
<input type="radio"/>	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)3
<input type="radio"/>	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)4
<input type="radio"/>	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)5
<input type="radio"/>	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)6
<input type="radio"/>	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)7
<input type="radio"/>	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)8

<input checked="" type="radio"/>	届出無し
<input type="radio"/>	歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)1
<input type="radio"/>	歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)2
<input type="radio"/>	歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)3
<input type="radio"/>	歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)4
<input type="radio"/>	歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)5
<input type="radio"/>	歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)6
<input type="radio"/>	歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)7
<input type="radio"/>	歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)8

白地で表示されている届出可能な区分から、選択してください。  
 グレーで塗りつぶされている区分では届出できません。

# (別添) 計画書 (無床診療所及びⅡを算定する有床診療所) ①

令和6年度にまとめて引き上げる場合は上段を、2年間で段階的に引き上げる場合は下段を選択します。

(診療所) 賃金改善計画書 (令和 6 年度分)

保険医療機関コード	1234567
保険医療機関名	〇〇クリニック

## I. 賃金引き上げの実施方法及び賃金改善実施期間等

### (1) 賃金引き上げの実施方法

- 令和6年度又は令和7年度において、一律の引き上げを行う。
- 令和6年度及び令和7年度において、段階的な引き上げを行う。

最長で12か月であり、終期は翌年の3月となります。

### (2) 賃金改善実施期間

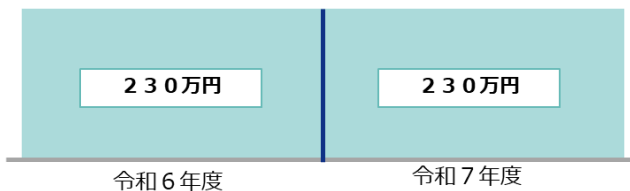
令和 6 年 6 月 ~ 令和 7 年 3 月 10 ヶ月

※ 令和7年度の賃金改善期間の終期については、令和8年3月を原則とするが、令和8年4月及び5月についても、ベースアップ評価料を算定し、賃金引き上げを維持することを前提とすること。

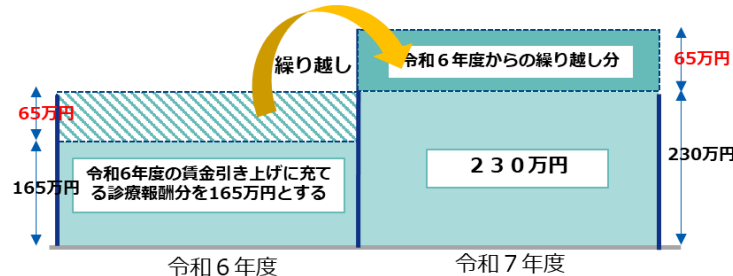
### (3) ベースアップ評価料算定期間

令和 6 年 6 月 ~ 令和 7 年 3 月 10 ヶ月

(パターン1) 令和6年度にまとめて引き上げを行う配分方法



(パターン2) 2年間で段階的に引き上げを行う配分方法



最長12か月ですが令和6年度は6月以降の算定のため、最長10か月です。終期は翌年の3月となります。

# (別添) 計画書 (無床診療所及びⅡを算定する有床診療所) ②

ベア評価料(Ⅱ)を届け出る場合は、チェックを入れます。

## Ⅱ 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等の届出有無

 有

※ 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等を届け出ない場合は、以下(4)の「外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等による算定金額の見込み」及び「外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等の算定により算定される点数の見込み」は「(参考)賃金引き上げ計画書作成のための計算シート(Ⅱを算定しない診療所向け)」により計算を行うこと。

## Ⅲ-1. ベースアップ評価料による算定金額の見込み【(3)の期間中】

(4) 算定金額の見込み	348,000 円
外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等による算定金額の見込み	192,000 円
外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等の算定により算定される点数の見込み	1,920 点
外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等による算定金額の見込み	156,000 円
外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等の区分及び点数 ( 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)Ⅰ )	(イ) 8点 (ロ) 1点
外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等(初診時等)の算定回数の見込み	1200 回
外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等(再診時等)の算定回数の見込み	6,000 回
(5) 令和7年度への繰越予定額(令和6年度届出時のみ記載)	0 円
(6) 前年度からの繰越額(令和7年度届出時のみ記載)	0 円
(7) 算定金額の見込み(繰越額調整後)【(4)-(5)+(6)】	348,000 円

※ 「(7) 算定金額の見込み」については、対象職員のベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業者負担分等を含む)等の増加分に充て、下記の「(9) ベースアップ評価料による算定金額の見込み」と同額となること。

(5) 令和7年度への繰り越し予定額は、賃金引き上げの実施方法で、段階的な引き上げを選択した場合に、予定額を入力します。(6)は今年度分の提出では入力不要です。

# (別添) 計画書 (無床診療所及びⅡを算定する有床診療所) ③

(8)全体の賃金改善の見込額 $\geq$ (9)うちベースアップ評価料による賃金改善の見込みとなるように入力する必要があります

## 【正しい入力例】

### Ⅲ-2. 全体の賃金改善の見込み額【(2)の期間中】

(8) 全体の賃金改善の見込み額	480,000 円
(9) うちベースアップ評価料による算定金額の見込み【(7)の再掲】	348,000 円
(10) うち(9)以外によるベア等実施分	0 円
(11) うち定期昇給相当分	132,000 円
(12) うちその他分【(8) - (9) - (10) - (11)】	0 円

(8)全体の賃金改善の見込額<(9)うちベースアップ評価料による賃金改善の見込みとした場合、以下のメッセージが表示されます

(8)全体の賃金改善の見込み額は(7)算定金額の見込み(繰越額調整後)の値を上回るように設定してください

## 【誤った入力例】

### Ⅲ-2. 全体の賃金改善の見込み額【(2)の期間中】

(8) 全体の賃金改善の見込み額	320,000 円
(9) うちベースアップ評価料による算定金額の見込み【(7)の再掲】	348,000 円
(10) うち(9)以外によるベア等実施分	0 円
(11) うち定期昇給相当分	132,000 円
(12) うちその他分【(8) - (9) - (10) - (11)】	-160,000 円

# (別添) 計画書 (無床診療所及びⅡを算定する有床診療所) ④

対象職種全体 (Ⅳ) と、各職種への配分内訳 (Ⅴ～Ⅷ) を入力します

○ 以下、基本給等総額、給与総額についてはそれぞれ1ヶ月当たりの額を記載してください。

## Ⅳ. 対象職員 (全体) の基本給等 (基本給又は決まって毎月支払われる手当) に係る事項

(13) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間 (2) の開始月時点】	8.0 人
(14) 賃金改善する前の対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間 (2) の開始月】	2,400,000 円
(15) 賃金改善した後の対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間 (2) の開始月】	2,460,000 円
(16) 基本給等に係る賃金改善の見込み額 (1ヶ月分) 【(15) - (14)】	60,000 円
(17) うち定期昇給相当分	0 円
(18) うちベア等実施分	60,000 円
(19) ベア等による賃金増率【(18) ÷ (14)】	2.5 %

## Ⅴ. 看護職員等 (保健師、助産師、看護師及び准看護師) の基本給等に係る事項

(20) 看護職員等の常勤換算数【賃金改善実施期間 (2) の開始月時点】	5.0 人
(21) 賃金改善する前の看護職員等の基本給等総額【賃金改善実施期間 (2) の開始月】	1,500,000 円
(22) 賃金改善した後の看護職員等の基本給等総額【賃金改善実施期間 (2) の開始月】	1,537,500 円
(23) 基本給等に係る賃金改善の見込み額 (1ヶ月分) 【(22) - (21)】	37,500 円
(24) うち定期昇給相当分	0 円
(25) うちベア等実施分	37,500 円
(26) ベア等による賃金増率【(25) ÷ (21)】	2.5 %

Ⅵ薬剤師、Ⅶ看護補助者、Ⅷその他対象職種の入力欄は、ⅣおよびⅤと同じ構成のため本資料からは割愛していますが、配分対象職員がいる場合は入力する必要があります

# (別添) 計画書 (無床診療所及びⅡを算定する有床診療所) ⑤

40歳未満の勤務医師等や事務職員が在籍している場合、入力します

## 【ベースアップ評価料対象外職種について】

### Ⅸ. 40歳未満の勤務医師、勤務歯科医師の基本給等に係る事項

(48) 40歳未満の勤務医師等の常勤換算数【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】	1.0 人
(49) 賃金改善する前の40歳未満の勤務医師等の給与総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	1,100,000 円
(50) うち賃金改善する前の40歳未満の勤務医師等の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	1,000,000 円
(51) 賃金改善した後の40歳未満の勤務医師等の給与総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	1,125,000 円
(52) うち賃金改善した後の40歳未満の勤務医師等の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	1,025,000 円
(53) 給与総額に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(51) - (49)】	25,000 円
(54) 基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(52) - (50)】	25,000 円
(55) うち定期昇給相当分	10,000 円
(56) うちベア等実施分	15,000 円
(57) ベア等による賃金増率【(56) ÷ (50)】	1.5 %

### Ⅹ. 事務職員の基本給等に係る事項

(58) 事務職員の常勤換算数【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】	2.0 人
(59) 賃金改善する前の事務職員の給与総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	500,000 円
(60) うち賃金改善する前の事務職員の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	500,000 円
(61) 賃金改善した後の事務職員の給与総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	515,000 円
(62) うち賃金改善した後の事務職員の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	515,000 円
(63) 給与総額に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(61) - (59)】	15,000 円
(64) 基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(62) - (60)】	15,000 円
(65) うち定期昇給相当分	5,000 円
(66) うちベア等実施分	10,000 円
(67) ベア等による賃金増率【(66) ÷ (60)】	2.0 %

# (別添) 計画書 (無床診療所及びⅡを算定する有床診療所) ⑥

賃金引き上げに係る担保方法について、該当するものにチェック・入力します

## XI. 賃金引き上げを行う方法

(68) 賃上げの担保方法

就業規則の見直し

賃金規程の見直し

その他の方法：具体的に（

(69) 賃金改善に関する規定内容（できる限り具体的に記入すること。）

賃金改善を見直して、看護職員等を対象とするベースアップ評価料手当を新設し、毎月決まった額を従来の基本給に上乗せして支給することとした。

本計画書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 6 年 5 月 20 日

開設者名： ○○ ○○



# 賃金改善計画作成のための支援シート紹介（厚労省作成イメージ・後日公開）

(賃金改善前)【対象職員の給与等】(単位:円)

項目	職種	賃金改善改善開始月時点の在籍状況	法定福利費の事業主負担分の有無	基本給等(月)	給与(月)	食与(年間+12)	法定福利費の事業主負担分	給与総額(月)
計算法	カテゴリーを選択	状況を選択	有無を選択	数値を入力	数値を入力	数値を入力	(②+③)×0.165	④+⑤+⑥
(職自1)	看護職員等	在籍	有	400,000 /月	420,000 /月	66,667 /月	80,200 /月	566,967 /月
(職自2)	看護職員等	在籍	有	400,000 /月	420,000 /月	66,667 /月	80,200 /月	566,967 /月
(職自3)	看護補助者	在籍	有	250,000 /月	267,500 /月	50,000 /月	66,268 /月	486,268 /月
(職自4)	看護補助者	在籍	無	80,000 /月	84,000 /月	0 /月	0 /月	84,000 /月
合計				1,230,000 /月	1,291,500 /月	183,333 /月	243,348 /月	1,704,221 /月
看護職員等				800,000 /月	840,000 /月	133,333 /月	160,600 /月	1,133,933 /月
看護補助者				430,000 /月	451,500 /月	50,000 /月	82,748 /月	570,288 /月
その他の対象職種				0 /月	0 /月	0 /月	0 /月	0 /月

(賃金改善予定額)【対象職員の給与等】(単位:円)

項目	職種	賃金改善改善開始月時点の在籍状況	法定福利費の事業主負担分の有無	ア	イ	ロ	ハ	ニ	ト
計算法	カテゴリーを選択	状況を選択	有無を選択	数値を入力	数値を入力	数値を入力	(イ+ロ)×0.165	イ+ロ+ハ	
(職自1)	看護職員等	在籍	有	10,000 /月	10,000 /月	1,000 /月	1,615 /月	11,615 /年	
(職自2)	看護職員等	在籍	有	10,000 /月	10,000 /月	1,000 /月	1,615 /月	11,615 /年	
(職自3)	看護補助者	在籍	有	6,000 /月	6,000 /月	1,000 /月	1,155 /月	7,155 /年	
(職自4)	看護補助者	在籍	無	2,000 /月	2,000 /月	0 /月	0 /月	2,000 /年	
合計				28,000 /月	28,000 /月	3,000 /月	3,115 /月	32,785 /月	
看護職員等				20,000 /月	20,000 /月	2,000 /月	3,630 /月	23,630 /月	
看護補助者				8,000 /月	8,000 /月	1,000 /月	1,485 /月	9,155 /月	
その他の対象職種				0 /月	0 /月	0 /月	0 /月	0 /月	

(賃金改善後)【対象職員の給与等】(単位:円)

項目	職種	賃金改善改善開始月時点の在籍状況	法定福利費の事業主負担分の有無	A	B	C	D	E
計算法	カテゴリーを選択	状況を選択	有無を選択	数値を入力	数値を入力	数値を入力	(B+C)×0.165	B-C+D
(職自1)	看護職員等	在籍	有	410,000 /月	430,000 /月	67,667 /月	82,115 /月	578,782 /年
(職自2)	看護職員等	在籍	有	410,000 /月	430,000 /月	67,667 /月	82,115 /月	578,782 /年
(職自3)	看護補助者	在籍	有	258,000 /月	273,500 /月	51,000 /月	70,043 /月	493,543 /年
(職自4)	看護補助者	在籍	無	82,000 /月	86,000 /月	0 /月	0 /月	86,000 /年
合計				1,258,000 /月	1,291,500 /月	183,333 /月	243,348 /月	1,737,108 /月
看護職員等				820,000 /月	860,000 /月	133,333 /月	160,600 /月	1,157,563 /月
看護補助者				438,000 /月	451,500 /月	50,000 /月	82,748 /月	579,543 /月
その他の対象職種				0 /月	0 /月	0 /月	0 /月	0 /月

【対象職員の給与総額引き上げに必要な金額】(単位:円)

計算法:オの合計-(⑤の合計)-(Eの合計)	
32,785	/月

## 計画書 IV 対象職員(全体)の基本給等

(14) 計算シート(賃金改善前)【対象職員の給与等】の基本給等(①)の合計額

(15) 計算シート(賃金改善後)【対象職員の給与等】の基本給等(A)の合計額

(17) 計画があれば入力

(18) 計算シート(賃金改善予定額)【対象職員の給与等】の基本給等(ア)の合計額

## 計画書 V~VIII

計画書 IV 対象職員(全体)の基本給等と同様に職種ごとの合計を記載

○ 以下、基本給等総額、給与総額についてはそれぞれ1ヶ月当たりの額を記載してください。

IV. 対象職員(全体)の基本給等(基本給又は決まって毎月支払われる手当)に係る事項

(13) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】	3.5 人
(14) 賃金改善する前の対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	1,230,000 円
(15) 賃金改善した後の対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	1,258,000 円
(16) 基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(15)-(14)】	28,000 円
(17) うち定期昇給相当分	0 円
(18) うちペア等実施分	28,000 円
(19) ペア等による賃金増率【(18)÷(14)】	2.3 %

V. 看護職員等(保健師、助産師、看護師及び准看護師)の基本給等に係る事項

(20) 看護職員等の常勤換算数【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】	2.0 人
(21) 賃金改善する前の看護職員等の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	800,000 円
(22) 賃金改善した後の看護職員等の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	820,000 円
(23) 基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(22)-(21)】	20,000 円
(24) うち定期昇給相当分	0 円
(25) うちペア等実施分	20,000 円
(26) ペア等による賃金増率【(25)÷(21)】	2.5 %

# 参考資料：厚生労働省 ベースアップ評価料特設ページ

厚生労働省：ベースアップ評価料等について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411\\_00053.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00053.html)

The screenshot shows the top navigation bar of the Ministry of Health, Labour and Welfare website. It includes the logo, a search bar with 'Google カスタム検索', and a menu with items like 'ホーム', 'テーマ別に探す', '報道・広報', '政策について', '厚生労働省について', '統計情報・白書', '所管の法令等', and '申請・募集・情報公開'. Below the menu is a breadcrumb trail: 'ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 医療保険 > ベースアップ評価料等について'.



## ベースアップ評価料等について

「令和6年度診療報酬改定における賃上げ」に係る特設ページです。ここでは主にベースアップ評価料について必要な情報を掲載します。

### 【令和6年度診療報酬改定の概要(賃上げ)】

[概要説明資料はこちら \[1.3MB\]](#)

[令和6年度診療報酬改定における賃上げについて \(YouTube\)はこちら](#)

[外来・在宅ベースアップ評価料\(Ⅰ\)を算定しましょう! \[705KB\]](#)

[歯科外来・在宅ベースアップ評価料\(Ⅰ\)を算定しましょう! \[701KB\]](#)

令和6年度診療報酬改定で新設  
**外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)**  
を算定しましょう!

令和6年度診療報酬改定で新設  
**歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)**  
を算定しましょう!

ご清聴ありがとうございました



<ご質問・お問合せ先>

株式会社 川原経営総合センター 人事コンサルティング部 課長

社会保険労務士法人 川原経営 代表社員

薄井 和人

TEL: 070-3860-2153 E-mail: [k-usui@kawahara-group.co.jp](mailto:k-usui@kawahara-group.co.jp)



〒140-0001 東京都品川区北品川4丁目7番35号 御殿山トラストタワー9階  
TEL : 03-5422-7670 (代表) / FAX : 03-5422-7617  
<https://www.kawahara-group.co.jp> E-mail : [info@kawahara-group.co.jp](mailto:info@kawahara-group.co.jp)